

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成29年4月～6月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
神奈川県 平成29年(調)第2号事件	コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	29.5.8
神奈川県 平成29年(調)第3号事件	貸おしぼり工場からの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件	29.6.15
静岡県 平成29年(調)第1号事件	家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止請求事件	29.6.22
滋賀県 平成29年(調)第3号事件	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29.4.4
滋賀県 平成29年(調)第4号事件 (参加)	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29.5.17
滋賀県 平成29年(調)第5号事件 (参加)	産業廃棄物の投棄による水質汚濁等のおそれ公害対策等請求事件	29.6.7
京都府 平成29年(調)第1号事件	マンションの機械式駐車場等からの騒音被害防止請求事件	29.4.20
奈良県 平成29年(調)第1号事件	土砂搬入による土壌汚染被害防止請求事件	29.4.11
香川県 平成29年(調)第1号事件	土地開発に伴う災害防止対策の実施等請求事件	29.6.21

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 平成28年(調) 第2号事件 [スーパーマーケット等からのゴミ流入による水質汚濁・土壌汚染被害防止及び損害賠償請求事件]	宮城県 住民1人	スーパーマーケット 小売業者 ドラッグストア	平成28年7月20日受付 被申請人らは申請人の所有する田に隣接する土地で営業を行っており、そこから発生する廃棄物が申請人の田及び水路に悪影響を及ぼしている。よって、被申請人らは、①申請人の田について、ゴミが流入しないよう、フェンス下部にネットを張ったり、1日2回以上見回り・ごみ拾いをするなど適切な措置をとること、②申請人の田について、その接続する水路の水質維持につき毎年3月から10月にかけて1か月に1回以上の清掃等の適切な措置をとること、③調停が成立するまで期間につき、申請人に対し、相当額の賠償金を支払うこと。	平成29年4月26日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
埼玉県 平成28年(調) 第5号事件 [農業用井戸からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	埼玉県 住民1人	埼玉県 住民1人	平成28年12月9日受付 申請人及び申請人の家族は、申請人の住所に隣接する農地に被申請人が設置している農業用井戸のポンプから発する騒音に長年悩まされ、耳鳴り、情緒不安定、精神不安、頭痛等の精神的被害が生じ受忍限度を越えている。よって、被申請人は、①被申請人農地に設置している農業用井戸のポンプを使用しないこと、②申請人に対し、金100万円を支払うこと。	平成29年6月27日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成28年(調) 第1号-2事件 (平成28年(調) 第1号事件から 分離) [産業廃棄物処 理施設における 運用改善等請求 事件]	千葉県 住民29人	廃棄物処理 業者	平成28年7月20日受付 平成29年6月20日分離 施設の稼働等により化学物質 が発生し、周辺の住民に様々 な健康被害が生じていること から被申請人A社に対し施設 の改善を求めたが、十分な対 策が施されておらず、また、 被申請人千葉県の被申請人A 社に対する指導が不十分であ り、状況が改善されていない。 よって、被申請人A社は、① 施設内の破砕選別棟の負圧機 能を高めるための施設の改善 をすること、②施設に設置さ れた煙突からの排ガスの下降 対策としての煙突の改善をす ること、③施設における運用 面の改善をすること。	平成29年6月20日 調停打切り 調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続を進め たが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。 なお、本件は、千葉県平 成28年(調)第1号事件の 手続の途中において、被 申請人2者のうち、本件 被申請人に対する請求に 係る手続を分離した。
東京都 平成27年(調) 第8号事件 [飲食店からの 騒音防止及び損 害賠償請求事 件]	東京都 住民1人	飲食店(居 酒屋)	平成27年11月27日受付 申請人は、被申請人店舗ダク トからの騒音により血圧の上 昇、動悸、睡眠不足等の被害 を受けている。よって、被申 請人は、①ダクトの交換・調 整をするなどして、被申請人 経営の店舗からの騒音を都民 の健康と安全を確保する環境 に関する条例、並びに、同規 則所定の規制基準値以下に低 減すること、②上記措置を採 らない場合、被申請人は、上 記店舗のダクトを稼働しては ならないこと、③被申請人は、 申請人に対し、平成26年4月 から上記低減に至るまで生じ ていた騒音に対する損害賠償 金として、金100万円を支払 うこと。	平成29年6月13日 調停打切り 調停委員会は、6回の調 停期日の開催等手続を進め たが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 平成28年(調) 第1号事件 [自動車修理工場からの騒音及び粉じん防止請求事件]	東京都 住民2人	自動車修理会社	平成28年4月14日受付 申請人らは、騒音により血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人工場の土地に防音壁を設置し、工場からの騒音を低減すること、設置後のメンテナンスも行うこと、②工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業を行わないこと、③粉じんを工場外へ飛散させないよう対策すること、④悪臭を発生させないこと、⑤上記①から④の措置を採らない場合、工場を現在地から移転すること。	平成29年4月27日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
長野県 平成28年(調) 第2号事件 [酒類販売店における瓶破碎騒音防止請求事件]	長野県 住民1人	酒類販売店	平成28年9月15日受付 申請人は、日曜祝日を除く日中、1日当たり約10回、1回当たり約15分程度、被申請人が瓶を割ることで生じる騒音により被害を受けている。よって、被申請人は、①瓶を割る行為を一切やめること、②申請人に対して慰謝料として100万円を支払うこと。	平成29年6月6日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
静岡県 平成28年(調) 第5号事件 [小型船舶販売会社等からの騒音被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	総合防災・小型船舶販売会社 ジェットスキー販売会社	平成28年12月5日受付 騒音が、不規則不定期に唐突に生じ、そのため、いつ騒音が発生するか、どのくらい続くのかについて申請人及びその家族は、予測不可能である。そのような状態に常に面しており、騒音自体による苦痛のみならず、いつ発生するか分からない不安感やストレスにさらされ、精神的苦痛も受けている。よって、被申請人は、①モーターボートないしジェットスキーの修理、動作確認等でエンジンを稼働させないこと、②車両等からの積み下ろし作業音、複数人での会話等、騒音とならないよう配慮すること、③隣地境界沿いに設置してある塀を撤去すること。	平成29年6月30日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
滋賀県 平成29年(調) 第1号事件 [近隣宅からの ピアノ音による 騒音被害防止請 求事件]	滋賀県 住民1人	滋賀県 住民1人	平成29年1月12日受付 申請人の妻は以前からぜん息等の持病があり、被申請人宅でのピアノの使用に伴い病状は悪化傾向にあるとともに、新たに他の病気も発症した。よって、被申請人は、①ピアノの使用に当たっては防音対策等を実施し、申請人及びその家族の日常生活に支障を来すことのないようにすること、②ピアノの使用に当たっては、①の防音対策がされない状況では、使用時間は13時から19時までの時間帯内で2時間未満とし、かつ、使用時間を一定とすること、③申請人及びその家族の体調が優れないとして連絡のあった日は、ピアノを使用しないこと。	平成29年4月18日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 平成28年(調) 第1号事件 [製麺所からの 騒音等被害防止 請求事件]	大阪府 住民1人	食品製造会社	平成28年1月18日受付 申請人は平成27年3月から被申請人製麺所に隣接する住所に居住している。申請人は製麺所から発生する騒音・低周波音等により体調を崩す等の被害を受けたため、被申請人及び市に苦情を申し入れたが、改善されない。よって、被申請人は、①騒音について規制基準値内にとどまるように騒音源の機械等の移設や防音壁設置等の対策を講じること、②低周波音を参照値内にするよう措置を講じること、③申請人宅に面している排気ダクトを移設するよう措置を講じること、④上記の措置を採らない場合は1年の猶予期間後工場を移転すること。それが不可能な場合は申請人宅を買い取る措置を講じること。	平成29年6月19日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>大阪府 平成28年(調) 第4号事件</p> <p>[精密加工工場 からの粉じん・ 悪臭被害防止請 求事件]</p>	<p>大阪府 住民1人</p>	<p>市(代表者 市長) 精密機器製 造販売会社</p>	<p>平成28年9月21日受付</p> <p>被申請人B社は、煙突から排煙を続けており、煙突の撤去、工場の窓の施錠及び機械の入れ替えを依頼したが、改善されない。被申請人A市については、被申請人B社に対して指導を十分に行わず、申請人に対する対応が十分でなかった。よって、被申請人B社は、①排気する悪臭煤煙などの被害を及ぼさないようにすること、②申請人宅に向けられた換気口の移設及び工場の換気を申請人宅側で行うのを中止すること、③操業時間を午前9時から午後5時までとすること、④備品の弁償、住めない場合はその補償をすること。被申請人A市は、市民の苦情に対して、誠意ある対応をすること。</p>	<p>平成29年6月8日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成29年4月1日から平成29年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。